

徳島県開発審査会関係資料

令和4年4月1日

徳島県県土整備部都市計画課

開発審査会への付議事項及び基準

(令和4年4月1日改定)

都市計画法施行条例が優先適用されます。

1 開発許可（法第34条第14号）

【根拠法令：法第34条第14号 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるもの】

| 番号 | 項目 | 運用事項 | 留意点 | 備考 |
|----|---|--|---|--|
| 1 | 社寺仏閣及び納骨堂の建築物に係る開発行為 | <p>1. 本山の承認を得たものであること。</p> <p>2. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号又は徳島市都市計画法施行条例第五条第一号又は阿南市都市計画法施行条例第六条柱書（以降、「都市計画法施行条例第六条第一号等」とする。）に掲げる土地の区域内であること。</p> | <p>2. 令和9年4月1日から適用する。</p> <p>ただし、令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> これらの建築物と密接（不可分）な関係にある建築物を含む。 |
| 2 | 市街化区域内及び徳島東部都市計画区域外における収用対象事業の施行により移転又は除却しなければならない場合において、これに代わるものとの建築物に係る開発行為 | <p>1. 起業者において、公共事業の円滑な執行及び被収用者の生活権の保障との調和の観点から公益上真にやむを得ないものとして当該地を代替地として認める場合又は被収用者において従前から代替予定地としてではなく、市街化調整区域に適切な土地を保有しておりあえて市街化区域に求めさせる合理的事情に乏しい場合であること。</p> <p>2. 申請に係る建築物が工場、作業所、遊技施設等開発区域の周辺に相当の影響を及ぼすおそれのあるものについては、環境保全上、公衆衛生上（排水、騒音、振動、悪臭、日照、光、色彩等）支障がない開発、建築計画であることについて市町長等の同意が得られること。</p> <p>3. 従前とほぼ同一の規模、用途で建築されるものであること。</p> <p>4. 代替地の位置については同一行政区域又は同一都市計画区域とする。</p> <p>5. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。</p> | <p>2. ただし、建築物の用途が建築基準法の第一種住居地域に建築できるものは除く。</p> <p>3. 開発区域の規模についても従前とほぼ同一（1.5倍以内）であること。または、概ね450m²（地形の状況により、やむを得ないものは600m²）まで可能とする。</p> <p>5. 令和9年4月1日から適用する。</p> <p>ただし、令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 収用対象事業の対象となる事業に準ずるもの |

| 番号 | 項目 | 運用事項 | 留意点 | 備考 |
|----|--|--|---|--|
| 3 | 研究対象が市街化調整区域内に存すること等の理由により建築される研究施設の建築物に係る開発行為 | 1. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。 | 1. 令和9年4月1日から適用する。 ただし、令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。 | |
| 4 | 市街化調整区域内に存する事業所において、業務に従事する者の社宅等の建築物に係る開発行為 | 1. 事業の操業方式、就業体制、雇用形態等から勘案して適切な規模を超えないものであること。 2. 開発区域の位置が事業所の位置と適切な関係にあること。 3. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。 | 3. 令和9年4月1日から適用する。 ただし、令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。 | ・福利厚生施設を含む。 |
| 5 | 土地区画整理事業の施行された区域内における建築物に係る開発行為 | 1. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。 | | |
| 6 | 指定大規模既存集落内における建築物に係る開発行為 | 1. 現住居が、過密、狭小、被災、立退き、借家等の事情のある場合等、社会通念に照らし、新規に建築することがやむを得ないと認められるものであること。 2. 自己の居住の用に供する住宅であること。 3. 線引前から引き続いて、当該指定大規模既存集落内に生活の本拠を有しているものであること。 4. 開発区域の面積は、概ね450m ² （地形の状況により、やむを得ないものは600m ² ）以下であること。 5. 開発区域の位置は、指定大規模既存集落内で、かつ、申請地を含んだ面積3haの区域内における建築物の連たん状況が、概ね20戸以上であること。 6. 優良農地等積極的に保全すべき土地でないこと。 7. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。 | 3. 線引後に収用移転により生活の本拠を有することとなったものも含む。 5. 原則として当該土地を含む半径100mの区域内において判断するものとする。 7. 令和9年4月1日から適用する。 ただし、令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。 | ・指定大規模既存集落 1.徳島市川内町宮島本浦 2.徳島市不動本町 3.徳島市応神町吉成 4.徳島市北山町 5.鳴門市瀬戸町堂浦 6.小松島市立江町 7.阿南市大潟町 |

| 番号 | 項目 | 運用事項 | 留意点 | 備考 |
|----|-------------------------------------|--|--|------------------------------|
| 7 | 指定大規模既存集落内における別世帯を構成する住宅の建築物に係る開発行為 | <p>1. 親が線引前から引き続いて当該指定大規模既存集落内に生活の本拠を有していること。</p> <p>2. 自己の居住の用に供する住宅であること。</p> <p>3. 親の世帯構成員が別世帯を構成する場合であること。</p> <p>4. 開発区域の面積は、概ね 450 m^2（地形の状況により、やむを得ないものは 600 m^2）以下であること。</p> <p>5. 開発区域の位置は、指定大規模既存集落内で、かつ、申請地を含んだ面積 3 ha の区域内における建築物の連たん状況が、概ね 20 戸以上であること。</p> <p>6. 優良農地等積極的に保全すべき土地でないこと。</p> <p>7. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。</p> | <p>1. 親が線引後に収用移転により生活の本拠を有することとなったものも含む。</p> <p>5. 原則として当該土地を含む半径 100 m の区域内において判断するものとする。</p> <p>7. 令和 9 年 4 月 1 日から適用する。 ただし、令和 4 年 3 月 31 日以前から計画しているものに限る。</p> | <p>・ 指定大規模既存集落は、上記項目に同じ。</p> |
| 8 | 指定大規模既存集落内における小規模な工場等の建築物に係る開発行為 | <p>1. 線引前から引き続いて当該指定大規模既存集落内に生活の本拠を有していること。</p> <p>2. 自己の生計を維持するため新規に事業を営むことがやむを得ないと認められるものであること。</p> <p>3. 開発区域の位置は、指定大規模既存集落内で、かつ、申請地を含んだ面積 3 ha の区域内における建築物の連たん状況が、概ね 20 戸以上であること。</p> <p>4. 開発区域の面積は、$1,000\text{ m}^2$ 以下であること。</p> <p>5. 優良農地等積極的に保全すべき土地でないこと。</p> <p>6. 予定建築物は次の各号に該当すること。 (1) 工場、事務所、店舗または運動・レジャー施設であること。 (2) 周辺における土地利用と調和のとれたものであること。 (3) 事業内容等から判断して適切な規模であること。</p> <p>7. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。</p> | <p>2. 他の工場等の本店・支店の機能を有するものは認められない。</p> <p>3. 原則として当該土地を含む半径 100 m の区域内において判断するものとする。</p> <p>6. (1)自己用に限る。 風俗営業及び風俗関連営業等に係るものは除く。 (3)店舗にあっては、延べ面積が 500 m^2 以下であること。</p> <p>7. 令和 9 年 4 月 1 日から適用する。 ただし、令和 4 年 3 月 31 日以前から計画しているものに限る。</p> | <p>・ 指定大規模既存集落は、上記項目に同じ。</p> |

| 番号 | 項目 | 運用事項 | 留意点 | 備考 |
|----|-----------------------|---|--|---|
| 9 | 大規模既存集落内における住宅に係る開発行為 | <p>1. 開発区域は、市街化区域から4kmを超えない区域であること。</p> <p>2. 開発区域は、半径250mの範囲内に概ね250以上の建築物が存する区域内であること。</p> <p>3. 開発区域の土地は、申請時において土地登記簿の地目が「宅地」又は「雑種地」であること。</p> <p>4. 土地登記簿の地目が農地から変更された土地については、次のいずれかに該当するものであること。 ① 転用許可済みの土地にあって、工事完了証明後3年以上経過している場合。 ② 転用許可がなされていない土地にあって、市町農業委員会の非農地証明^{*1}を受けた場合。</p> <p>5. 予定建築物の用途は、一戸建ての専用住宅とする。</p> <p>6. 優良農地等積極的に保全すべき土地でないこと。</p> <p>7. 開発道路を設ける場合は、接続する道路が建築基準法第42条第1項各号に定める道路であり、幹線道路に至るまで、幅員4m以上確保されていること。</p> <p>8. 建築物の敷地が旗竿形状である場合は、進入路の幅が3m以上であること。</p> <p>9. 宅地分譲（開発区域に新たに道路が整備される開発行為に限る。）の場合は、特定活断層調査区域内及び津波災害警戒区域内で基準水位が2m以上となるところを除く。</p> <p>10. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。</p> | <p>2. 当該範囲内に小学校、中学校、市役所、町役場、市役所又は町役場の出張所、JR駅、隣保館のいずれかが存在する場合には、概ね200以上とする。</p> <p>5. 建築基準法別表第二(い)項第2号の兼用住宅を含む。</p> <p>9. 令和4年4月1日以降に申請を受理したものから適用する。</p> <p>10. 令和9年4月1日から適用する。 ただし、令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 接道等のための宅地・雑種地など部分を通じて必要最小限含む場合も可。（建築する場合は、宅地・雑種地で登記されていること） *1非農地証明とは、人為的な転用行為が行われてから既に20年以上が経過しており、かつ、農地への復元が不可能又は著しく困難で行政上認められない場合に農業者がござり、市町委員会によるもの。 |

| 番号 | 項目 | 運用事項 | 留意点 | 備考 |
|----|-----------------------------------|--|---|--|
| 10 | 指定市町における地域振興のための工場、研究所の建築物に係る開発行為 | <p>1. 対象施設は、製造業（日本標準産業分類の大分類E）の建築物であること。</p> <p>2. 周辺の土地利用と調和のとれた施設であること。</p> <p>3. 開発区域の面積は5ヘクタール未満であること。</p> <p>4. 原則として市街化区域内に適地がないと認められ、かつ、次の事例のような条件を総合的に勘案してやむを得ないものであること。</p> <p>(1) 開発区域周辺の労働力が必要である場合</p> <p>(2) 清浄な空気・水・景観・自然緑地等の優れた自然環境を必要とする場合</p> <p>(3) 空港、高速道路のインターチェンジ等に隣接することが必要な場合</p> <p>5. 接する道路が建築基準法第42条第1項各号に定める道路であること。</p> <p>6. 優良農地等積極的に保全すべき土地でないこと。</p> <p>7. 関係市町長の同意が得られていること。</p> <p>8. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。</p> | <p>1. 周辺住民等に対して、生活環境への影響を説明する等、周辺住民等と十分な調整が図られている場合に限る。</p> <p>8. 令和9年4月1日から適用する。 ただし、令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。</p> | <p>・工場、研究所の建築物と密接に（不可分な）関係にある事務所等の建築物を含む。</p> <p>・指定市町 1. 徳島市 2. 鳴門市 3. 小松島市 4. 阿南市 5. 吉野川市 6. 石井町 7. 松茂町 8. 北島町</p> |

| 番号 | 項目 | 運用事項 | 留意点 | 備考 |
|-----|---|--|--|---|
| 1 1 | 物流総合効率化法に定める施設のうち一般貨物自動車運送事業の施設・倉庫の建築物に係る開発行為 | <p>1. 流通業務の効率化法（以下「物流総合効率化法」といいます。）第2条第3号に規定するものであつて、一般貨物自動車運送事業の積合せ貯蔵業法第2条第6項の規定による一括りとして、該当する供する施設に供する庫業の用に供する庫業のこと。</p> <p>2. 物流総合効率化法第4条第8項に基づく都道府県知事からの意見聴取において、当該特定流通業務施設が周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うこととが困難又は著しく不適当と認められるものとの意見があつた施設であること。</p> <p>3. 当該特定流通業務施設が四車線以上の国道、県道等の沿道又は高速自動車国道等のインターチェンジ周辺に立地されること。</p> <p>4. 開発区域に優良農地が含まれないこと及び将来において住居系の土地利用が想定されていないこと等現在及び将来的土地利用上支障がないこと。</p> <p>5. 当該特定流通業務施設の立地に当たって市街化区域内の工業系の用途地域がないか、あっても同地域内に適地がないと認められるもの又は当該施設を市街化区域内に立地した場合、周辺地域において交通安全に支障をきたし若しくは交通機能を阻害し又は居住環境を悪化させると認められる場合であること。</p> <p>6. 当該特定流通業務施設が、地域の特性、社会経済の発展状況の変化、市街化区域を含めた市街化の状況、区域区分の態様、交通の状況、地域における物流の特性等に即して相当と判断される規模のものであること。</p> <p>7. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。</p> | <p>3. インターチェンジ周辺とはインターチェンジ出入口から概ね1km以内の距離とする。インターチェンジ周辺に立地する場合は、2車線以上のこと。</p> <p>4. 例え住宅団地に隣接している自然公園の区域、又は自然公園内である上支障がある場合。</p> <p>7. 令和9年4月1日から適用する。</p> | <p>3. 当該道路の交差点の安全に支障を及ぼさないときの判断に当たっては、トラックの出入口に駐車場第7条の規定を参考とする。</p> |

| 番号 | 項目 | 運用事項 | 留意点 | 備考 |
|-----|---------------------|--|---|---------------------------------------|
| 1 2 | 社会福祉施設の建築物に係る開発行為 | <p>1. 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する建築物又は更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する建築物（以下「社会福祉施設」という。）であること。</p> <p>2. 設置及び運営が国の定める基準に適合するものであること。</p> <p>3. 福祉施策の観点から支障がないこと。</p> <p>4. 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>① 近隣に関係する医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれらがもつ機能とが密接に連携しつつ立地又は運用する必要がある場合</p> <p>② 既存の敷地内において増築が困難であるため敷地を拡張する場合</p> <p>③ その他、福祉施策上必要と認められる場合</p> <p>5. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。</p> | <p>5. 令和9年4月1日から適用する。 ただし、令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。</p> | <p>・ 1.～4.について、所管課に確認がとれたものであること。</p> |
| 1 3 | 介護老人保健施設の建築物に係る開発行為 | <p>1. 介護老人保健施設のうち社会福祉法第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業の用に供するもの以外のものであること。</p> <p>2. 各地域の要介護老人数等をふまえて見込まれるその地域の需要を考慮した規模であること。</p> <p>3. 当該施設の開設が確実に許可される見込みであること。</p> <p>4. 協力病院が近隣に所在する場合等当該施設を市街化調整区域に新たに立地させることがやむを得ないものであること。</p> <p>5. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。</p> | <p>5. 令和9年4月1日から適用する。 ただし、令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。</p> | <p>・ 1.～4.について、所管課に確認がとれたものであること。</p> |

| 番号 | 項目 | 運用事項 | 留意点 | 備考 |
|------|-------------------------------|--|--|---|
| 14 | 有料老人ホームの建築物に係る開発行為 | | | |
| 14-1 | 有料老人ホーム(14-2にかかるもの以外のもの) | <p>1. 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームであること。</p> <p>2. 設置及び運営が「徳島県有料老人ホーム設置運営指導指針」における基準に適合していること。</p> <p>3. 安定的な経営確保が図られることが確実と判断されるものであること。</p> <p>4. 権利関係は、利用権方式又は賃貸方式のものであること。</p> <p>5. 入居一時金及び利用料に関して、適正な料金設定がなされていること。</p> <p>6. 当該市街化調整区域に立地する病院、又は特別養護老人ホーム等が有する医療介護機能と密接に連携しつつ立地する必要があること。</p> <p>7. 関係市町長が福祉施策、都市計画の観点から支障がないと承認を与えたものであること。</p> <p>8. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。</p> | <p>2. 有料老人ホーム所管課が基準に適合していると認めたものに限る。</p> <p>4. 分譲方式のものは認められない。</p> <p>8. 令和9年4月1日から適用する。 ただし、令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。</p> | <p>・1.～6.について、所管課に確認がとれたものであること。</p> |
| 14-2 | 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅に登録するもの) | <p>1. 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームであること。</p> <p>2. 設置及び運営が高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条の基準に適合していること。</p> <p>3. 安定的な経営確保が図られることが確実と判断されるものであること。</p> <p>4. 権利関係は、利用権方式又は賃貸方式のものであること。</p> <p>5. 入居一時金及び利用料に関して、適正な料金設定がなされていること。</p> <p>6. 当該市街化調整区域に立地する病院、又は特別養護老人ホーム等が有する医療介護機能と密接に連携しつつ立地する必要があること。</p> <p>7. 関係市町長が福祉施策、都市計画の観点から支障がないと承認を与えたものであること。</p> <p>8. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。</p> | <p>2. サービス付き高齢者向け住宅所管課が基準に適合していると認めたものに限る。</p> <p>4. 分譲方式のものは認められない。</p> <p>8. 令和9年4月1日から適用する。 ただし、令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。</p> | <p>・1. 3. 5. 及び6.について、老人ホーム所管課に、2.～5.について、サービス付き高齢者向け住宅所管課に確認がとれたものであること。</p> |

| 番号 | 項目 | 運用事項 | 留意点 | 備考 |
|-----|---------------|--|---|--|
| 1 5 | 病院の建築物に係る開発行為 | <p>1. 医療法第1条の5第1項に規定する病院であること。</p> <p>2. 設置及び運営が国の定める基準に適合するものであること。</p> <p>3. 医療施策の観点から支障がないこと。</p> <p>4. 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>① 救急医療の充実が求められる地域において、患者等の搬送手段の確保のため、当該開発区域周辺の交通基盤等の活用が必要と認められる場合</p> <p>② 当該病院の入院患者等にとって開発区域周辺の優れた自然環境その他の療養環境が必要と認められる場合</p> <p>③ 病床不足地域に開設する場合</p> <p>④ 既存の敷地内において増築が困難であるため敷地を拡張する場合</p> <p>⑤ その他、医療施策上必要と認められる場合</p> <p>5. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。</p> | <p>5. 令和9年4月1日から適用する。 ただし、令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。</p> | <p>・ 1. ~ 4. について、所管課に確認がとれたものであること。</p> |
| 1 6 | 学校の建築物に係る開発行為 | <p>1. 学校教育法の第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校又は県が設立した大学校であること。</p> <p>2. 文教施策の観点から支障がないものであること。</p> <p>3. 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>① 教育環境の確保のため、当該開発区域の周辺の農業、林業、水産業等の資源、環境等が必要である場合</p> <p>② 近隣に関係する医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る学校のそれぞれがもつ機能が密接に連携しつつ立地する必要がある場合</p> <p>③ 既存の敷地内において増築が困難であるため敷地を拡張する場合</p> <p>④ その他、文教施策上必要と認められる場合</p> <p>4. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。</p> | <p>4. 令和9年4月1日から適用する。 ただし、令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。</p> | <p>・ 1. ~ 3. について、所管課に確認がとれたものであること。</p> |

| 番号 | 項目 | 運用事項 | 留意点 | 備考 |
|----|--|---|--|--|
| 17 | 地域包括支援センターの建築物に係る開発行為 | <p>1. 介護保険法の第115条の45第1項に規定する地域包括支援センターであること。</p> <p>2. 介護施策の観点から支障がないものであること。</p> <p>3. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。</p> | <p>1. 設置者が市町から委託を受けた場合に限る。</p> <p>3. 令和9年4月1日から適用する。 ただし、令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。</p> | <p>・ 1. 2. について、所管課に確認がとれたものであること。</p> |
| 18 | 再資源化を目的とした産業廃棄物の処理施設の用に供する建築物又は第一種特定工作物に係る開発行為 | <p>1. 対象となる施設は、再資源化を目的としたコンクリート、アスファルト・コンクリート、木材、建設汚泥、廃プラスチック等の処理施設で、建築基準法第51条の規定による位置の決定を要しないものであること。</p> <p>2. 当該市町における既定の都市計画及び土地利用計画に支障のないものであること。</p> <p>3. 当該処理施設から周辺300メートルの範囲内に住宅、学校、医療施設及び社会福祉施設がないこと。 ただし、周辺に対して大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等について影響を及ぼさないよう十分配慮したものである場合はこの限りでない。</p> <p>4. 開発区域は、車両の通行に支障のない道路に接していること。</p> <p>5. 敷地の規模は、事業内容等から判断して適切な規模であること。</p> <p>6. 処理施設は、管理事務所等の附属建築物等も含み、必要最小限の規模であること。</p> <p>7. 関係市町長等の同意が得られているものであること。</p> <p>8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による許可等の見込みについて、所管課において確認できること。</p> <p>9. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。</p> | <p>1. 当該施設で処理された大部分の産業廃棄物の再資源化が図られるものが対象であり、積替え保管施設は含まれない。</p> <p>3. ただし書きの適用は、周辺住民等に対し生活環境への影響を説明する等、周辺住民等と十分な調整が図られている場合に限る。</p> <p>9. 令和9年4月1日から適用する。 ただし、令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。</p> | |

| 番号 | 項目 | 運用事項 | 留意点 | 備考 |
|----|--|--|---|----------------------------------|
| 19 | がけ崩れ等による災害のおそれがある住宅で、移転することがやむを得ない自己の居住の用に供する建築物に係る開発行為 | 1. 従前とほぼ同一の用途、規模で建築されるものであること。 2. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。 | 1. 開発区域の規模についても従前とほぼ同一(1.5倍以内)であること。または、概ね450m ² (地形の状況により、やむを得ないものは600m ²)まで可能とする。 | |
| 20 | 自動車リサイクル法に定める解体業、破碎業等の許可を受けようとする者等が、当該業の営業のために必要な建築物の建築に係る開発行為 | 1. 自動車リサイクル法に規定する許可が確実に見込める者が申請するものであること。 2. 自動車リサイクル法の所管課にて、当該施設周辺の環境悪化を起こさないものと判断されたものであること。 3. 原則として、申請地の存する市町村長等の、建築の同意が得られたものであること。 4. 予定建築物に係る排水が可能であるものであること。 5. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。 | 1. 自動車リサイクル法の所管課にて許可の見込みが確認出来るものに限る。 5. 令和9年4月1日から適用する。 ただし、令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。 | |
| 21 | 農林水産物の直売施設等の建築物に係る開発行為 | 1. 「徳島県食育推進計画」及び「進化するとくしまブランド戦略」に掲げる地産地消の推進に資する農林水産物の直売施設及び飲食施設であること。 2. 農林水産物の直売施設等は、その事業実施主体及び当該施設において販売される農林水産物(その加工品を含む。)が「農山漁村未来創造事業」の要件を満たしている施設であること。 3. 関係市町長が農林水産業振興施策、土地利用の観点から支障がないと承認を与えたものであること。 4. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。 | 1. 直売施設等は、事業実施主体が運営するものであること。また、飲食施設は、農林水産物の直売施設の付属施設として同一建物内に設置されていること。 4. 令和9年4月1日から適用する。 ただし、令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。 | ・ 1. 及び2.について、所管課に確認がとれたものであること。 |

| 番号 | 項目 | 運用事項 | 留意点 | 備考 |
|----|-------|---|----------------------------|----------------------------|
| 25 | 準ずるもの | 上記各項目及び都市計画法施行条例に掲げる各項目に準ずるもの | | ・徳島県、徳島市、阿南市における都市計画法施行条例。 |
| 26 | その他 | <p>1. 開発行為の目的、規模、位置等を総合的に検討し、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、公益上真にやむを得ないと認められるもの</p> <p>2. 周辺の環境維持ならびに今後における都市計画上支障とならないもの</p> <p>3. 農林漁業などの健全な発展を阻害しないものであること。</p> <p>4. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。</p> | ・原則として、関係市町長等の同意が得られていること。 | |

2 建築許可

【根拠法令：政令第36条第1項第3号ホ 周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ，かつ，市街化区域内において建築し，又は建設することが困難又は著しく不適当と認められる建築物又は第一種特定工作物】

| 番号 | 項目 | 運用事項 | 留意点 | 備考 |
|--------------|---|---|---|---------------------|
| 1 ～ 26 | 開発許可1～26に該当する建築物の建築 | 開発許可に関する各項の運用基準に同じ。 なお、開発区域を建築物の敷地と読み替えるものとする。 | | |
| 27 | 適法に建築された住宅の敷地内における世帯構成員の建築行為 | 1. 自己の居住の用に供する住宅であること。 2. 建築されている住宅の敷地の拡大を伴わないものであること。 3. 建築物の敷地が、都市計画法施行条例第六条第一号に掲げる土地の区域内であること。 | 3. 令和9年4月1日から適用する。 ただし、令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。 | |
| 28 | 療養病床を有する既存の医療施設から養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウス等の社会福祉施設へ、介護老人保健施設又は有料老人ホームへの用途変更 | 1. 変更後の用途が養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウス等の社会福祉施設の場合は、番号12における運用事項1. から3. までに該当すること。 2. 変更後の用途が介護老人保健施設の場合は、番号13における運用事項1. から3. までに該当すること。 3. 変更後の用途が有料老人ホームの場合は、番号14-1または14-2における運用事項1. から5. まで及び7. に該当すること。 4. 建築物の敷地が、都市計画法施行条例第六条第一号に掲げる土地の区域内であること。 | 4. 令和9年4月1日から適用する。 ただし、令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。 | ・所管課に確認がとれたものであること。 |

開発審査会包括承認基準

都市計画法第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホの規定に該当するものとして、開発審査会に付議される案件のうち、その内容が類型的なものの、公共的見地から手続きの簡素化若しくは迅速化を要するもの、建築物の用途が住宅でその規模が過大でないもの又は市街化調整区域内における建築規制等の趣旨に反しないもの等については、開発許可事務の効率化を促進し、住民の利便に資するため、一定の基準を設け、あらかじめ開発審査会において包括的に承認を得、これに基づいて許可処分を行い、この処分後、直近の開発審査会にその旨を報告するものとする。

包括承認基準一覧表

| 承認番号 | 項目 | 承認基準 | 備考 |
|---------|--------------------------------------|--|-------------------------------------|
| 包括承認第1号 | 付議基準9号 大規模既存集落内における住宅に係る開発行為又は建築物の建築 | <p>申請地が阿南市内のものであり、運用事項1から6まで、8及び10の要件を満たしたもの。 (開発道路を設ける宅地分譲は除く。) (運用事項10について、留意点10は適用しない。)</p> | 承認年月日 平成31年3月27日 (令和4年4月1日改正) |
| 包括承認第2号 | 付議基準9号 大規模既存集落内における住宅に係る開発行為又は建築物の建築 | <p>運用事項1から3まで、5、6、8及び10の要件を満たしたもので、以下の要件を満たすもの。 (開発道路を設ける宅地分譲は除く。) (運用事項10について、留意点10は適用しない。)</p> <p>開発区域の地目が農地から変更されたものである場合にあっては、次に該当するものであること。 非農地状態が公的機関の証明(土地全部事項証明書*又は固定資産税評価証明)により3年以上継続していることが確認でき、市町農業委員会から「農地法上支障がない。」又は「農地法上適用がない。」旨の回答があるもの。 ※土地全部事項証明書は登記の日付とする。</p> | 承認年月日 平成31年3月27日 (令和4年4月1日改正) |